

2019年10月1日



2019年10月より 介護職員の待遇を改善します

1. 賃金の改善

社会福祉法人富良野あさひ郷（理事長 佐藤 正勝）は、介護職員の待遇改善のひとつとして新たな給与制度を導入します。

これまでも介護福祉士等の有資格者には資格手当を支給していました（下表）が、2019年10月に創設された「介護職員特定処遇改善加算」（以下、特定加算）の算定に合わせて、介護福祉士の有資格者を専門性の高い上位職として位置づけ、職層に応じた新たな手当を創設します。

(1) 主な資格手当

(円)

資格	月額	備考
社会福祉士	10,000	資格取得者に対し支給
精神保健福祉士	10,000	資格取得者に対し支給
介護福祉士	10,000	介護業務・支援業務・相談業務に携わる時のみ支給
看護師	30,000	看護業務に携わる時のみ支給
准看護師	20,000	看護業務に携わる時のみ支給
理学療法士	20,000	機能訓練業務に携わる時のみ支給
作業療法士	20,000	機能訓練業務に携わる時のみ支給
言語聴覚士	20,000	機能訓練業務に携わる時のみ支給
保育士	7,000	援助業務に携わる時のみ支給
社会福祉主事	5,000	相談業務に携わる時のみ支給
管理栄養士	15,000	給食業務に携わる時のみ支給
栄養士	7,000	給食業務に携わる時のみ支給
介護支援専門員	10,000	計画作成業務に携わる時のみ支給
介護職員初任者研修修了者	3,000	援助業務に携わる時のみ支給
介護職員実務者研修修了者	5,000	援助業務に携わる時のみ支給

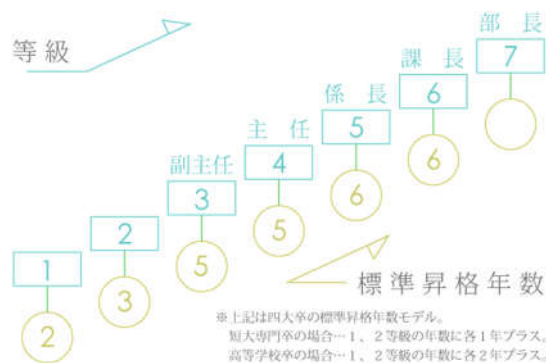
特定加算が創設されたのは、経験・技能のある介護職員に重点を置き、待遇を改善することが目的です。

当法人では、この趣旨に則り、リーダー級の給与水準を引き上げるとともに、これからキャリアを積んでいく経験の浅い職員の待遇も改善します。

(2) 具体的な改善内容

当法人のキャリアパスは、役割・責任の大きさに応じて7つのステップで構成されています。等級ごとに定められた職責を果たし、最低在級期間が経過すると上位等級にステップアップする仕組みです。

今回、当法人は3等級以上の職員に重点を置き、次のように待遇を改善します。



区分	要件	新たな手当の金額（年額）
リーダー級の介護職員	① 介護福祉士の有資格者 ② 3等級以上	約 240,000 円
その他の介護職員	① 介護福祉士の有資格者 ② 2等級	約 120,000 円

2. 職場環境の改善

当法人は、給与水準を引き上げるだけでなく、職員の資質向上のための制度づくりや、職員が働きやすい環境の整備に取り組んでいます。

取組項目	内容
資格取得支援	初任者研修・実務者研修の受講費用を無償貸与します
子育て支援	事業所内保育所があり、職員は低価格で優先利用できます 育児休業の取得率は100%です（※2018年度実績）
ワークライフバランス重視	年次有給休暇の取得率は80%を超えています（※2018年度実績）
多様な働き方への対応	時短勤務・夜勤免除等の制度があり、パートタイム職員から正規職員への転換も可能です